

○津軽広域連合職員の勤務時間等に関する規程

(平成12年12月26日訓令第2号)

改正 平成16年3月30日訓令第1号
平成18年12月1日訓令第2号
平成20年3月19日訓令第2号
平成23年3月31日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年津軽広域連合条例第11号）及び津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成12年津軽広域連合規則第3号）の規定に基づき、別に定めるものを除き、職員の勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）について必要な事項を定めるものとする。
(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間等は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の勤務時間等は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容）に従い、広域連合長が別に定める。

(特例事項)

第3条 広域連合長は、事務の都合により、特に必要と認めるときは、特定の者につき前条に規定する勤務時間等を繰上げし、又は繰下げすることができる。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成16年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月1日訓令第2号）

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

別表（第 2 条第 1 項関係）

区 分 曜 日	勤務時間	休憩時間
月曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時 まで	正午から午後零時 45 分まで